

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年3月23日

寒川町教育委員会委員長 寺本 偕子

寒川町教育委員会規則第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(寒川町教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 寒川町教育委員会会議規則(昭和 31 年寒川町教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第 20 条中「教育長の推せんする者を」を削る。

(寒川町教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第 2 条 寒川町教育委員会傍聴人規則(昭和 31 年寒川町教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

(寒川町教育委員会公告式規則の一部改正)

第 3 条 寒川町教育委員会公告式規則(昭和 31 年寒川町教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

第 2 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

(寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第 4 条 寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和 51 年寒川町教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条第 2 項」を「第 17 条第 2 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 19 条第 3 項」を「第 18 条第 3 項」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

(寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正)

第5条 寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成15年寒川町教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条第1項第15号中「第27条第1項」を「第26条第1項」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任された事務等の報告)

第4条 教育長は、法第25条第3項の規定に基づき、委任された事務又は臨時に代理した事務のうち、学校教育に関する管理及び執行の状況を直近の教育委員会の会議において報告しなければならない。

(寒川町教育委員会委員長及びその職務代理者の選任規則の廃止)

第6条 寒川町教育委員会委員長及びその職務代理者の選任規則(昭和31年寒川町教育委員会規則第1号)は、廃止する。

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合においては、この規則による改正後の寒川町教育委員会会議規則、寒川町教育委員会傍聴人規則、寒川町教育委員会公告式規則、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則及び寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(第2条第1項第15号の改正規定を除く。)の規定は適用せず、この規則による改正前の寒川町教育委員会会議規則、寒川町教育委員会傍聴人規則、寒川町教育委員会公告式規則、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則及び寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(第2条

第1項第15号の改正規定を除く。)は、なおその効力を有する。

- 3 改正法附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合には、第6条の規定にかかわらず、寒川町教育委員会委員長及びその職務代理者の選任規則は、なおその効力を有する。